

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二十八号

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例（昭和五十三年三月奈良県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「毒性のある部分」を「の部分であつて、それらに含有される有毒物質（第十二条第四号において「ふぐ毒」という。）により人の健康を損なうおそれがあるものとして知事が規則で定めるもの」に改める。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、ふぐ処理師の立会いの下にふぐを処理する者については、この限りでない。

第五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「「試験」を「ふぐ処理師試験」に改め、同項第二号中「において、条例に基づき」を「保健所を設置する市又は特別区において」に改め、「試験」の下に「であつてふぐ処理師試験と同等以上のものと知事が認めたもの」を加え、同条に次の一項を加える。

3 ふぐ処理師は、ふぐを処理するときは、免許証を携帯しなければならない。

第六条の二第二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第八条を削る。

第七条（見出しを含む。）中「試験」を「ふぐ処理師試験」に改め、同条を第八条とし、第六条の三を第七条とする。

第九条中「試験に」を「ふぐ処理師試験に」に改める。

第十条第一項中「試験」を「ふぐ処理師試験」に改める。

第十一条第一号を次のように改める。

一 ふぐの種類を鑑別を的確に行い、体の全てが有毒部分であるふぐ及び種類が不明なふぐを確実に排除すること。

第十一条中第四号を削り、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 凍結したふぐを使用するときは、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 急速凍結法（凍結する際におおむね摂氏マイナス一度から摂氏マイナス六度ま

での間をおおむね四十分以内に通過させる方法をいう。)により凍結したふぐを使用すること。

イ 凍結したふぐは、摂氏マイナス十八度以下で保管すること。

ウ 解凍は流水等を用いて速やかに行い、解凍後は直ちに処理すること。

エ 解凍したふぐを再び凍結しないこと。

三 有毒部分を的確に識別し、かつ、確実に除去すること。

四 除去した有毒部分は、施錠できる容器等に入れて施錠し、保管すること。

第十一条に次の一号を加える。

七 ふぐ処理師の立会いの下に他の者にふぐの処理に従事させるときは、前各号に掲げる事項を当該他の者が遵守するよう指導及び監督をすること。

第十二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前条各号に掲げる事項を遵守しなかつたとき。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条に一項を加える改正規定、第十条の改正規定及び第十二条の改正規定は、令和五年七月一日から施行する。